

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月12日

【事業年度】 第61期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

【会社名】 あかつきフィナンシャルグループ株式会社
（旧会社名 黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社）

【英訳名】 Akatsuki Financial Group, Inc.
（旧英訳名 Kurokawa-Kitoku Financial Holdings, Inc.）

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 工藤 英人

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目16番3号

【電話番号】 03-6821-0606（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長兼総合企画室長兼財務経理部長 川中 雅浩

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目16番3号

【電話番号】 03-6821-0606（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長兼総合企画室長兼財務経理部長 川中 雅浩

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

（注）平成23年6月29日開催の第61回定時株主総会の決議により、平成23年8月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年6月29日に提出いたしました第61期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）有価証券報告書の記載内容に一部誤りがあり、また第61期有価証券報告書に添付している独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書に、一部原本と異なる箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 経営上の重要な契約等

(2) 当社と黒川木徳証券㈱との株式交換

株式交換比率の算定根拠

前期連結財務諸表に対する「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

4【経営上の重要な契約等】

(2) 当社と黒川木徳証券㈱との株式交換

株式交換比率の算定根拠

(訂正前)

当社は日本中央税理士法人を、黒川木徳証券㈱はやよい監査法人を、それぞれ第三者算定機関として起用して合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、合併当事者間において協議の上、上記比率を決定しました。

なお、日本中央税理士法人及びやよい監査法人は、修正純資産方式を用いた上で、これらの分析結果を総合的に勘案して合併比率を算定しました。

(訂正後)

当社は日本中央税理士法人を、黒川木徳証券㈱はやよい監査法人を、それぞれ第三者算定機関として起用して株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、株式交換当事者間において協議の上、上記比率を決定しました。

なお、日本中央税理士法人及びやよい監査法人は、修正純資産方式を用いた上で、これらの分析結果を総合的に勘案して株式交換比率を算定しました。

前期連結財務諸表に対する「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」

(訂正前)

(前略)

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年6月25日開催の定時株主総会において、会社を存続会社とする株式会社クレゾーとの吸収合併（効力発生日 平成22年10月1日）を決議した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年6月25日開催の定時株主総会において、会社を完全親会社とし、黒川木徳証券株式会社を完全親会社とする株式交換（効力発生日 平成22年10月1日）を決議した。

(後略)

(訂正後)

(前略)

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年6月25日開催の定時株主総会において、会社を存続会社とする株式会社クレゾーとの吸収合併（効力発生日 平成22年10月1日）を決議した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年6月25日開催の定時株主総会において、会社を完全親会社とし、黒川木徳証券株式会社を完全子会社とする株式交換（効力発生日 平成22年10月1日）を決議した。

(後略)